

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 1月31日

【会社名】 協立情報通信株式会社

【英訳名】 Kyoritsu Computer & Communication Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐々木 茂則

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町一丁目 9番10号

【電話番号】 03-3434-3141（代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理部長 山田 信彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目 9番10号

【電話番号】 03-3434-3141（代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理部長 山田 信彦

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	184,875,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	295,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	77,437,500円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年1月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年1月30日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し252,500株（引受人の買取引受による売出し200,000株・オーバーアロットメントによる売出し52,500株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について
- 3 ロックアップについて
- 4 親引け先への販売について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	150,000(注)3	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。

(注) 1 平成25年1月17日開催の取締役会決議によっております。

- 2 当社は、平成25年1月17日開催の取締役会において、当社の発行する株式を以下の振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 3 発行数は、平成25年1月17日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成25年1月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 当社は、引受人に対し、福利厚生及び企業価値の向上を社員と共有することを目的として、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として、上記売出数のうち、6,000株を上限として、販売を要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
- 5 本募集並びに後記「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
- 6 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成25年1月17日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

種類	発行数（株）	内容
普通株式	150,000（注）3	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。

（注）1 平成25年1月17日開催の取締役会決議によっております。

- 2 当社は、平成25年1月17日開催の取締役会において、当社の発行する株式を以下の振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう、以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 3 発行数は、平成25年1月17日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 4 当社は、引受人に対し、福利厚生及び企業価値の向上を社員と共有することを目的として、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として、上記発行数のうち、6,000株を上限として、販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 親引け先への販売について」をご参照下さい。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
- 5 本募集並びに後記「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧下さい。
- 6 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成25年1月17日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご覧下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧下さい。

2【募集の方法】

（訂正前）

平成25年2月8日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成25年1月30日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	150,000	210,375,000	-
計（総発行株式）	150,000	210,375,000	-

- （注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,650円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は247,500,000円となります。

(訂正後)

平成25年2月8日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成25年1月30日開催の取締役会において決定された払込金額（1,232.50円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	150,000	<u>184,875,000</u>	-
計（総発行株式）	150,000	<u>184,875,000</u>	-

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
- 4 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 5 仮条件（1,450円～1,500円）の平均価格（1,475円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は221,250,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	(注) 3	100	自 平成25年 2月12日(火) 至 平成25年 2月15日(金)	未定 (注) 4	平成25年 2月19日(火)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成25年 1月30日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年 2月 8日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 平成25年 1月30日開催予定の取締役会において、発行価額（会社法上の払込金額と同額）を決定する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成25年 2月 8日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。

- 5 株式受渡期日は、平成25年 2月20日（水）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

- 7 申込み在先立ち、平成25年 2月 1日から平成25年 2月 7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	1,232.50	(注) 3	100	自 平成25年 2月12日(火) 至 平成25年 2月15日(金)	未定 (注) 4	平成25年 2月19日(火)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は1,450円以上1,500円以下の範囲といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年 2月 8日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(1,232.50円)及び平成25年 2月 8日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成25年 2月20日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込み在先立ち、平成25年 2月 1日から平成25年 2月 7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が発行価額(1,232.50円)を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成25年2月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
S M B Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	-	150,000	-

(注) 1 引受株式数は、平成25年1月30日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日（平成25年2月8日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	90,500	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成25年2月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われませんが、ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	21,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	10,500	
SMBCFriend証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	10,500	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	7,000	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	7,000	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	3,500	
計	-	150,000	-

(注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成25年2月8日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
227,700,000	5,395,000	222,305,000

- (注) 1 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,650円)を基礎として算出した見込額であります。平成25年1月30日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 4 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
203,550,000	5,395,000	198,155,000

- (注) 1 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,450円~1,500円)の平均価格(1,475円)を基礎として算出した見込額であります。平成25年1月30日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 4 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）【手取金の使途】**（訂正前）**

上記の手取概算額222,305千円については本募集と同日付けをもって決議された第三者割当による自己株式の処分
の手取概算額上限79,695千円と合わせた、手取概算額合計上限302,000千円について、モバイル事業基盤強化のため
の設備投資資金、ソリューション事業基盤強化・拡大のための設備投資資金、業務システム強化のための設備投
資資金、人材確保及び育成のための資金に充当する予定であります。

また、具体的な使途及び支出予定時期については、以下の通りであります。

なお、当社は調達した資金を予定時期通りに支出する予定ですが、具体的支出が発生するまでは、安全性の高い金融
商品、預金等で運用する方針であります。

（注）主な設備計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご
参照ください。

具体的な用途	金額（千円）	支払予定時期
モバイル事業基盤強化のための設備投資資金 <内訳> () 移転関連費用（ドコモショップ） ・建設費、設計料、内装費、看板代、 敷金	100,000 100,000	平成25年3月～平成25年10月
ソリューション事業基盤強化・拡大のための設備投資資金 <内訳> () 事業用レンタル資産購入費用（本社） ・ソリューション事業を拡大するためのレンタルサービスの促進 () 情報創造コミュニティー増床関連費用（情報創造コミュニティー） ・内装費、通信設備費、敷金	70,000 40,000 30,000	平成25年3月～平成27年2月 平成25年3月～平成25年6月
業務システム強化のための設備投資資金 <内訳> () 業務システム関連費用（本社） ・会計、人事システム等の業務システム設備投資	25,000 25,000	平成25年3月～平成27年2月
人材確保及び育成のための資金 <内訳> () 人材確保関連費用（本社） ・福利厚生施設（社員寮）取得費用の一部に充当 () 人材育成関連費用（本社） ・外部コンサルタント等を利用した人事制度や教育研修制度の拡充	<u>107,000</u> <u>77,000</u> 30,000	平成25年3月～平成27年2月 平成25年3月～平成27年2月
合計	<u>302,000</u>	

(訂正後)

上記の手取概算額198,155千円については本募集と同日付けをもって決議された第三者割当による自己株式の処分
の手取概算額上限71,242千円と合わせた、手取概算額合計上限269,397千円について、モバイル事業基盤強化のため
の設備投資資金、ソリューション事業基盤強化・拡大のための設備投資資金、業務システム強化のための設備投
資資金、人材確保及び育成のための資金に充当する予定であります。

また、具体的な用途及び支出予定時期については、以下の通りであります。

なお、当社は調達した資金を予定時期通りに支出する予定ですが、具体的支出が発生するまでは、安全性の高い金融
商品、預金等で運用する方針であります。

(注) 主な設備計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご
参照ください。

具体的な用途	金額（千円）	支払予定時期
モバイル事業基盤強化のための設備投資資金 <内訳> () 移転関連費用（ドコモショップ） ・ 建設費、設計料、内装費、看板代、 敷金	100,000 100,000	平成25年3月～平成25年10月
ソリューション事業基盤強化・拡大のための設備投資資金 <内訳> () 事業用レンタル資産購入費用（本社） ・ ソリューション事業を拡大するためのレンタルサービスの促進 () 情報創造コミュニティー増床関連費用（情報創造コミュニティー） ・ 内装費、通信設備費、敷金	70,000 40,000 30,000	平成25年3月～平成27年2月 平成25年3月～平成25年6月
業務システム強化のための設備投資資金 <内訳> () 業務システム関連費用（本社） ・ 会計、人事システム等の業務システム設備投資	25,000 25,000	平成25年3月～平成27年2月
人材確保及び育成のための資金 <内訳> () 人材確保関連費用（本社） ・ 福利厚生施設（社員寮）取得費用の一部に充当 () 人材育成関連費用（本社） ・ 外部コンサルタント等を利用した人事制度や教育研修制度の拡充	<u>74,397</u> <u>44,397</u> 30,000	平成25年3月～平成27年2月 平成25年3月～平成27年2月
合計	<u>269,397</u>	

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

平成25年2月8日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	200,000	<u>330,000,000</u>	神奈川県横浜市旭区 佐々木 茂則 200,000株
計(総売出株式)	-	200,000	<u>330,000,000</u>	-

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,650円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

平成25年2月8日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング方式	200,000	<u>295,000,000</u>	神奈川県横浜市旭区 佐々木 茂則 200,000株
計(総売出株式)	-	200,000	<u>295,000,000</u>	-

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、仮条件(1,450円~1,500円)の平均価格(1,475円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧ください。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	52,500	86,625,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 52,500株
計(総売出株式)	-	52,500	86,625,000	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われるみずほ証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、平成25年2月20日から平成25年2月22日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,650円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング 方式	52,500	<u>77,437,500</u>	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 52,500株
計(総売出株式)	-	52,500	<u>77,437,500</u>	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われるみずほ証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、平成25年2月20日から平成25年2月22日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件（1,450円～1,500円）の平均価格（1,475円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である佐々木茂則（以下、「貸株人」という。）より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成25年1月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による52,500株の自己株式の処分（以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 52,500株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成25年2月26日
払込取扱場所	東京都港区芝五丁目34番7号 株式会社みずほ銀行 芝支店

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である佐々木茂則（以下、「貸株人」という。）より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成25年1月17日及び平成25年1月30日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による52,500株の自己株式の処分（以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 52,500株
募集株式の払込金額	1株につき1,232.50円
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成25年2月26日
払込取扱場所	東京都港区芝五丁目34番7号 株式会社みずほ銀行 芝支店

(以下省略)

3 ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である佐々木茂則並びに当社株主である日茂株式会社、佐々木綾子、久野武男、佐々木そのみ及び佐々木道人は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成25年8月18日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行（自己株式の処分を含む）、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションにかかわる発行（自己株式の処分を含む）及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年1月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める上場前公募等規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、後記「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である佐々木茂則並びに当社株主である日茂株式会社、佐々木綾子、久野武男、佐々木そのみ及び佐々木道人は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（平成25年8月18日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行（自己株式の処分を含む）、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションにかかわる発行（自己株式の処分を含む）及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年1月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成25年8月18日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める上場前公募等規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、後記「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

4 親引け先への販売について(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	協立情報通信従業員持株会（理事長 矢沢 知紀） 東京都港区浜松町一丁目9番10号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	福利厚生及び企業価値の向上を社員と共有することを目的として親引け先として選定しました。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、6,000株を上限として、平成25年2月8日（発行価格等決定日）に決定する予定であります。
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（平成25年2月8日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売 出し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受人 の買取引受による 売出し後の株式総 数に対する所有株 式数の割合(%)
日茂株式会社	東京都港区海岸一丁目 6番1号	370,488	30.63	370,488	30.63
佐々木 茂則	神奈川県横浜市旭区	562,773	46.53	362,773	29.99
協立情報通信株式会 社	東京都港区浜松町一丁 目9番10号	210,000	17.36	60,000	4.96
佐々木 綾子	神奈川県横浜市旭区	32,109	2.65	32,109	2.65
久野 武男	東京都品川区	11,400 (1,500)	0.94 (0.12)	11,400 (1,500)	0.94 (0.12)
佐々木 そのみ	神奈川県横浜市旭区	7,830	0.65	7,830	0.65
佐々木 道人	神奈川県横浜市瀬谷区	6,900	0.57	6,900	0.57
協立情報通信従業員 持株会	東京都港区浜松町一丁 目9番10号	-	-	6,000	0.50
山田 信彦	東京都品川区	1,500 (1,500)	0.12 (0.12)	1,500 (1,500)	0.12 (0.12)
石崎 典夫	神奈川県横浜市中区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
長谷川 浩	東京都葛飾区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
計	-	1,205,000 (5,000)	99.62 (0.41)	861,000 (5,000)	71.18 (0.41)

(注) 1 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年1月17日現在のものです。

2 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数ならびに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年1月17日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(6,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4 ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。